

土地連からのお知らせ

県選出国會議員との意見交換会、関係大臣への要請活動を実施しました

本会では、去る11月29日に参議院会館内会議室において、本県選出国會議員との意見交換会を開催しました。

意見交換では、若松昭雄会長の挨拶のもと、本県原子力発電所事故の影響による農地や農業用水利施設などの除染の徹底、農家の収入減で運営が厳しくなった土地改良区への支援、農業用ダムの耐震性検証などの予算確保、さらに除染で生じた汚染水を農業用水などに流入させないための計画作成の必要性を要望しました。(添付の要請書参照)

終了後は、民主党幹事長、民主党震災対策本部福島県対策室長、東日本大震災復興対策担当大臣、農林水産大臣、環境大臣へ引き続き要請活動を行いました。



国會議員との意見交換会



城島幹事長代理、稲見福島県対策室長



平野復興担当大臣



鹿野農水大臣



環境省 関除染担当審議官

平成24年度 予算編成に対する要望について

本県の農業・農村は、豊かな自然と広大な土地資源を活かした、我が国の安定的な食料供給基地としての役割ばかりでなく、国土や自然環境を維持保全することにより、快適な居住空間を創造する等、重要な役割を果たしながら、本県の地域社会を支える基幹産業として発展してきたところであります。

しかしながら、本年3月の東日本大震災とそれに続く東京電力福島第1原子力発電所事故、7月の新潟・福島豪雨災と9月の台風15号災により、本県は未曾有の危機に直面しております。

国の平成24年度予算編成に当たっては、原発事故の早期収束と関連施策の早急な実施はもとより、県民生活の安全・安心を確保し、とりわけ環境や景観等の維持発展にも大きな役割を果たしている農業農村の復旧・復興に資するよう下記事項について要望いたします。

記

1. 東日本大震災及び新潟・福島豪雨災、台風15号災の復旧・復興について

今回の大震災及び豪雨災、台風災で最も被害を受けたものの一つは、最も基礎的な生産基盤である農地及び農業用水利施設であり、農業担い手の農業生産に対する意欲であります。

我が国農業の特徴でもある樹枝状に配置された農業用水利施設は、水路系全体が機能することにより、はじめて用水供給が可能となる構造(排水路も同様)を有しているため、これら農業用水利ストックの維持・整備は、農業にとって最も基礎的な投資であります。

また、農業担い手の農業生産に対する意欲を再度呼び覚ますためには、収益が実感できる農業を実現することであり、そのためには、効率的な生産基盤の整備が大前提であり、農業農村整備事業が担うべき役割は重要であります。

これらのことから、3月の地震、津波、7月の豪雨及び9月の台風により被災した農地やため池、用排水路等の農業用施設の早急、円滑なる復旧・復興が図れるよう万全な体制の確立及び予算の確保を要望します。

2. 農地及び農業用施設等の放射性物質の除去並びに放射能の拡散を生じさせない除染の励行について

(1)東京電力福島第1原子力発電所事故の収束作業は、日々新たな問題が発生し、予断を許さない状況にあります。放射能の拡散が広域化していることから、食料の最も基礎的な生産基盤である農地・水の汚染については、その調査から復旧までの対策と所要額の確保を要望します。

また、ここに来て、住居家屋、学校、道路等の除染が各地域で行われるようになったが、無秩序な除染は放射能を拡散させる危険性を孕み、除染により発生した汚染水が農業用水路や農地に流入すれば、新たなホットスポットを出現させるばかりでなく農作物に対する影響も大いに危惧されることから、除染に際しては、希釈可能な河川までの一貫した除染計画に基づき行うよう指導願います。

(2)農業集落排水施設等における放射性物質が検出された汚泥の処分方法等については、国の指針が発表されましたが、その処分の当事者とされた当該自治体においては、地域住民の理解が得られず、自治体の努力のみでは、困難な状況となっていることから、国、県との連携のもと万全の対策を講じるよう要望します。

また、放射性物質汚染に起因して、新たに必要となった発生汚泥等の検査等に要する予算の確保を要望します。

3. 土地改良区の運営支援について

(1)原発事故に起因する避難区域内の土地改良区においては、自らも移転を余儀なくされると共に、本年以降の作付けが出来ず、賦課金の徴収は事実上不可能なことから、土地改良区の運営が困難となっているため、早急に支援策を講じるよう要望します。

(2)地震及び津波区域の土地改良区においても、造成された農業水利施設や農地が致命的な損傷を受け、現在、懸命なる復旧作業が一部において開始されたところではありますが、本区域においても本年以降の作付けが出来ず、賦課金の徴収が事実上、不可能な状況にあります。

とりわけ、津波区域においては、現在も海水の排除作業、瓦礫等の撤去作業等行われている状況にあり、今後、除塩作業等を含めた本格復旧までには、相当な期間を要することが想定されます。

このことから、本年以降の作付けを断念せざるを得ず運営が困難となっている土地改良区に対し、早急に支援策を講じるよう要望します。

4. 農業農村整備予算の所要額の確保について

当該予算については、平成22年度において大幅に削減され、平成23年度に多少の回復を見せたものの、平成21年度と比較すれば大幅に削減されたままの厳しい予算であります。

農地や農業用水利施設は、食料生産には不可欠なものであり、農地の汎用化や農業用水利施設の更新が円滑に推進されなければ、食料生産に支障を来すとともに、転作物への転換も滞り、国が掲げる食料自給率の目標達成が出来ないばかりでなく、農村地域の災害の誘発等の増加により、農業農村が成り立たなくなる恐れがあります。

これらの現状を踏まえ、下記について所要額の予算確保について要望します。

(1) 更新時期のピークが続いている農業用水利施設の計画的更新整備に努めるとともに、限られた農地資源の最大活用を図り、食料自給率を向上させるため、米以外の作物生産が可能な農地の整備と水田の汎用化を推進する予算の確保を要望します。

(2) 今回の震災により、農業用ダムやため池等が多数被災しており、今後、同規模の地震が発生した際の施設の耐震性を検証することが、県民の安全・安心を確保する観点からも急務となっております。このため、農業用ダム、ため池等の耐震性について検証を行う調査業務とその結果に基づいて補強工事を実施する事業の創設と、合せて所要額の確保を要望します。

(3) 今回の震災等による不作付地は、そのまま耕作放棄地となる恐れがあります。担い手への農地の集積等により効率的な農業経営を行うための大区画ほ場への整備や汎用化の推進と農業用水利施設の老朽化対策も含めて、これ以上耕作放棄地を発生させないための対策に必要な予算の確保を要望します。

5. 農地・水保全管理支払交付金(共同活動支援交付金)の二期対策について

本対策実施5年目(最終年)となる現在、県内では673の活動組織が、それぞれの地域特性を踏まえながら様々な活動を展開しており、農業用施設の維持管理に資する共同活動においても参加者数が増加している状況にあり、活動組織からは、本対策に対する積極的な評価と事業の継続を要望する声が多く寄せられています。

過疎化、高齢化等による農業者の減少や農村地域の混住化が進む中で、地域ぐるみで農村資源を保全管理していく手段として、本対策は非常に有効であることから、今後とも積極的に推進していくため、本対策を二期対策として継続するとともに所要額の確保を要望します。

平成23年11月29日

計画に基づく一貫した除染の励行について（要請）

日頃より、本県の農林水産業の振興、農村地域の活性化、並びに良質な農村環境の維持・保全に格別のご配慮を賜わり厚くお礼申し上げます。

去る3月に発生した東日本大震災から8ヶ月以上が経過し、それぞれの被災地域で復旧・復興に向けた取り組みがなされてきています。

しかしながら、本県においては東京電力福島第1原子力発電所の事故による放射能の拡散により、農作物をはじめとして農地や住居家屋、学校、道路等、広範な県土が汚染され、従来の生活に戻るには大きな障害となっています。

ここにきて、住居家屋、学校、公園、道路等の除染が各地域で行われるようになりましたが、無秩序な除染は放射能を拡散させる危険性を孕み、除染により発生した汚染水が側溝を經由して農業用水路や農地等に流入すれば、新たなホットスポットを出現させるばかりでなく、来年以降の農作物に対する影響も大いに危惧されるところであります。

これらのことから、除染を行うに際しては住居家屋や学校、公園、道路等の汚染水を放出する最上流から、側溝、農業用水路等を經由して、希釈可能な一定程度の流量を有する最下流の河川まで一貫した除染計画を作成のうえ、それに基づき行われるようお願い致します。

また、除染を行う民間業者等に対しても農地、農業用水路等に汚染が拡散しないようご指導願います。

平成23年11月29日